合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ソーシンと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月十九日

埼玉県入間市大字寺竹一一一五番地一

株式会社シージェーケー

代表取締役　鈴木　信男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるミヒャエル・ホフマンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年二月十九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル　ノバレッド・ゲーエムベーハー

日本における代表者

ミヒャエル・ホフマン

限定承認公告

本籍東京都世田谷区野沢一丁目三九番地、最後の住所東京都世田谷区上野毛一丁目一二番一四号第二新明荘二〇三

被相続人　亡　石垣のり子

右被相続人は平成二十五年八月二十日（推定）死亡し、その相続人は平成二十六年二月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

東京都世田谷区野沢一丁目二〇番九号太田方

限定承認者　山田ひろ子

限定承認公告

本籍新潟県新潟市北区木崎二四一八番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中川　隆

右被相続人は平成二十六年一月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年二月七日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

新潟県新潟市北区木崎二四一八番地五

限定承認者　中川　幸子

限定承認公告

本籍熊本県玉名市滑石一四五四番地、最後の住所大阪府吹田市江坂町二丁目三番一三号

被相続人　亡　徳山　守

右被相続人は平成二十五年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十六年一月三十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

大阪府吹田市出口町二一番一五―九一四号

相続財産管理人　大木奈央子

限定承認公告

本籍広島県呉市栃原町一五四番地二、最後の住所広島県安芸郡熊野町呉地五丁目七番一三号

被相続人　亡　行友　博海

右被相続人は平成二十五年五月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

広島県広島市中区住吉町六番六―四〇一号

カーサ住吉　限定承認者　岡本　義人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を一億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年十一月二十二日付け官報の号外第二五二号七十四頁に掲載されています。

平成二十六年二月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

イスタンブールアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を二億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十四日付け官報の号外第八十八号五十二頁に掲載されています。

平成二十六年二月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エッセンアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億六千万円減少し六十四億七千五百万円とし、優先出資千三百六十万口を一口につき金百円をもって消却することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月二十日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月三十日

掲載頁　八十五頁（号外第九十一号）

平成二十六年二月十九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

神戸エクセレンス特定目的会社

取締役　キア・クォック・ピン

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億一千百九十万円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月二十四日であり、社員総会の決議は平成二十六年二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十六日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇一号）

平成二十六年二月十九日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ｆｕｊｉｓａｗａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社　取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八億一千百九十万円減少して〇円とし、発行済募集優先出資一万六千二百三十八口を消却することにいたしましたので、当社の募集優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年三月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月十九日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ｆｕｊｉｓａｗａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社　取締役　鎌形　武彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
七一二	一	一六	四月一日	三月一日
〃	三	二二	宮城県支部及び福島県	宮城県及び福島県の

平成二十三年三月三十一日（号外第六十五号）農林水産省告示第七百四号（農産物規格規程の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二一三ページ下段一〇行目の次に次のように加える。

熊本県	フクユタカ及びむらゆたか
大分県	エルスター、キヨミドリ、トヨシロメ、フクユタカ及びむらゆたか
宮崎県	キヨミドリ及びフクユタカ
鹿児島県	フクユタカ

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十九日付第三三号六四ページ●同日付政府調達第三一号二四ページ●二十五年十二月十七日付（第一八五回）参会追録三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）